

株 主 各 位

第26期定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

■事業報告

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要

■計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

ビートレンド株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 1 回 新 株 予 約 権	第 1 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年3月28日	2018年3月30日
新 株 予 約 権 の 数		34個	95個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 6,800株 (新株予約権 1 個につき 200株)	普通株式 19,000株 (新株予約権 1 個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 35,000円 (1 株当たり 175円)	新株予約権 1 個当たり 35,000円 (1 株当たり 175円)
権 利 行 使 期 間		2019年4月14日から 2026年4月13日まで	2020年4月23日から 2027年4月22日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1 名	新株予約権の数 49個 目的となる株式数 9,800株 保有者数 1 名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 1 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年3月28日
新 株 予 約 権 の 数		23個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 4,600株 (新株予約権 1 個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 35,000円 (1 株当たり 175円)
権 利 行 使 期 間		2021年4月18日から 2028年4月17日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 2022年5月12日開催の取締役会決議により2022年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第11回、第12回及び第14回の新株予約権につきましては、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を保有していることとする（任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない）。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができるものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- ③ 新株予約権者の本新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- ④ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、上記②の「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 第11回新株予約権及び第14回新株予約権において、取締役（社外取締役を除く）が保有している新株予約権には、使用人として在籍中に付与されたものを含んでおります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

		第 1 6 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2024年5月15日	
新 株 予 約 権 の 数		400個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	40,000株 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権 1 個当たり	1,900円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	75,100円 751円)
権 利 行 使 期 間		2027年4月1日から 2034年5月30日まで	
行 使 の 条 件		(注)	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	370個 37,000株 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監 査 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

注 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2026年12月期の当社有価証券報告書に記載されたCRMサービス全体の年間経常収益（ARR：Annual Recurring Revenue）が 1,600,000 千円を超過した場合にのみ、これ以降、本新株予約権を行使することができる。なお、CRMサービス全体の年間経常収益とは、月額定額課金に加えて、会員数や通信料に応じた従量課金や店舗毎課金を組み合わせた年間契約で提供することで獲得する年間契約金額をいう。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員 の地位を保有していることとする（任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない）。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として、2017年12月14日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その内容は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 企業倫理・法令遵守を推進するため、全社委員会のひとつとして「コンプライアンス委員会」を設けるなど必要な社内の体制を整備する。
 - (ロ) 取締役及び使用人が遵守すべき方針として経営理念を制定するほか、必要なガイドライン等を整備する。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
 - (ハ) 法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項及び代表取締役、取締役、経営会議、執行役員等に委任される事項を規定する。
 - (ロ) 取締役会または代表取締役、取締役が決定する重要事項について、経営会議において事前協議を行う。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報の扱いについて規程を整備し、適切に保存・管理する。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減及び危機発生 of 未然防止に努める全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備し、リスクマネジメント委員会を社内を設置する。
 - (ロ) 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑤ 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 当社の取締役、使用人は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。

- (ロ) 内部通報制度の窓口及びコンプライアンス委員会は、当社の内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- (ハ) 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない旨をコンプライアンス規程に定める。
- ⑥ 監査役の職務の執行について生ずる費用・債務の処理方針に関する事項
 - (イ) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (イ) 監査役の求めがある場合、職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行う。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する。
 - (ロ) 監査役は、監査役間で分担の上、取締役や経営陣とのミーティング、事業所や拠点への往査を定期的実施する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (イ) 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて体制の整備とその適正な運用に努めております。

当事業年度における体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部通報規程
当社は「内部通報規程」を定めており、通報窓口は代表取締役が任命する社員、常勤監査役の各1名、及び顧問法律事務所とし、通報窓口からの連絡は「コンプライアンス委員会」と定め運用しております。
- ② コンプライアンス委員会
当社は、「コンプライアンス規程」を定めており、「コンプライアンス委員会」の設置及び「コンプライアンス委員」の任命を行っております。

当委員会は、代表取締役、取締役 1 名、執行役員 1 名、管理部部員 1 名で構成され、常勤監査役をオブザーバーとし、原則として 3 ヶ月に 1 回開催することとしております。

当委員会では「内部通報規程」で定めた「内部通報」の運用状況の確認を含めコンプライアンス関連事案の発生状況の確認、全般的なコンプライアンスに関連する事例の紹介、コンプライアンス教育の計画・実施に関する協議や決定を行っております。

③ リスク管理体制の整備状況

当社では、「リスクマネジメント規程」を定め、「リスクマネジメント委員会」の設置及び「リスクマネジメント委員」の任命を行っております。

当委員会は代表取締役、取締役 3 名、執行役員 2 名で構成されており、サービスを構成するシステムに関する障害及び個人情報の漏洩等のリスクに対して、最大限の注意を払っております。

システム障害対策として、社外のソフトウェアベンダー・運用業者との協力体制を築き、24時間365日の監視を行うことでサービスの安定的な提供を行っています。

また、個人情報漏洩対策としては、既に認証取得済みのプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の要件に沿った運営を行い、社員教育を徹底することで、漏洩防止に努めております。

④ 反社会的勢力への対応

当社では「反社会的勢力への対応に関する規程」を定め、反社会的勢力との関係を排除する組織体制その他の対応に関する事項を定めております。

⑤ 取締役の職務の執行について

当社では「職務権限規程」と「経営会議規程」を定めており、それぞれの規程により分担された業務について、毎月の取締役会にて各取締役より業務執行報告がなされており、適切に運用されております。

⑥ 内部監査の状況

当社では「内部監査規程」を定めており、当規程の定めにより、内部監査人 2 名を任命しております。内部監査室は、社長の承認を受けた内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、その結果及び改善状況等を社長及び取締役会に報告しております。

⑦ 監査役会・監査役の状況

(イ) 常勤監査役 1 名は、取締役・執行役員・従業員からの報告、インタビュー又は社内の重要な会議に出席することによって、日常的に業務運営のモニタリングに取り組んでおります。

監査役会は毎月 1 回以上開催し常勤監査役が日常行っている監査結果について報告し、必要に応じ協議を行っております。

(ロ) 監査役会において定めた監査役会規程、監査役監査基準、並びに内部統制システムに係る監査の実施基準、それらに基づき策定された監査計画書に基づき、監査役監査を行っております。

株主資本等変動計算書

(2024年 1月 1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	316,197	246,197	－	246,197	296,583	296,583
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	245	245		245		
当 期 純 利 益					60,444	60,444
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			△3,458	△3,458		
自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替			3,458	3,458	△3,458	△3,458
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	245	245	－	245	56,986	56,986
当 期 末 残 高	316,442	246,442	－	246,442	353,570	353,570

(単位：千円)

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△22,884	836,095	—	836,095
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		490		490
当 期 純 利 益		60,444		60,444
自 己 株 式 の 取 得	△17,919	△17,919		△17,919
自 己 株 式 の 処 分	4,403	945		945
自己株式処分差損 の 振 替				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			3,708	3,708
当 期 変 動 額 合 計	△13,516	43,960	3,708	47,668
当 期 末 残 高	△36,400	880,056	3,708	883,764

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間(5年以内)に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支払時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

betrend事業は、主にシステム利用契約サービスを提供する履行義務を負っております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

- ・CRMサービス：顧客との契約から生じる収益は、当該サービスは契約期間にわたって均一に提供するものであるため、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。
- ・カスタマイズサービス：検収基準により収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

自社利用のソフトウェアの資産性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
ソフトウェア	46,808
ソフトウェア仮勘定	72,205

(2) 会計上の見積りの内容について、計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、自社開発のソフトウェアについて、開発戦略会議の承認の際に将来の収益獲得又は費用削減が確実であると判断したものを無形固定資産に計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益獲得見込額を判断するにあたり用いた主要な仮定は、新規のスマートCRMの販売見込金額であり、過去の販売実績等を考慮して算定しております。また、将来の費用削減効果は、スマートCRMに関する新たなプログラムの開発により社内工数の削減及び効率化を見込むことにより効果を判定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の収益獲得見込額の主要な仮定である販売見込金額は、市場環境の変化に影響を受けること、また、将来の費用削減効果は、外部調達プログラムからの新プラットフォームへの移行を伴うため、見積りの不確実性が高く、将来の事業環境の変化によりスマートCRM事業の販売拡大が進まない、又は移行が進まない等、当初想定した収益獲得見込額及び費用削減効果が得られない場合、翌事業年度の固定資産の減損判定に重要な影響を与えるリスクがあります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、本社オフィスを移転する方針を決定したため、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務についての新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益及び経常利益がそれぞれ515千円増加し、税引前当期純利益が4,821千円増加しております。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

22,429千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普 通 株 式	2,197,600	2,800	－	2,200,400

注 当事業年度の普通株式の増加株式数は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普 通 株 式	28,400	21,642	5,400	44,642

注 1. 当事業年度の自己株式の増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

2023年11月14日開催の取締役会決議に基づく取得 21,600株

単元未満株式の買取による増加 42株

2. 当事業年度の自己株式の減少株式数は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
目的となる株式の 種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の 数	200	6,800	19,000	1,000	4,600	1,200

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い預金等に限定し、資金調達については銀行を中心とした借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、3ヶ月以内の支払期日となっております。また、これらは流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程及び与信管理規程に従い営業債権について管理本部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

ハ. 金利変動リスクの管理

当社は、金利変動リスクを軽減するため、管理本部による市場動向等のモニタリングを行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等につきましては、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、重要性が乏しいものについても記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

重要性に乏しいため記載を省略しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	13,135千円
未払事業税	1,560
その他	921
繰延税金資産合計	15,618

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	betrend事業
サービス別	
CRMサービス	943,671
カスタマイズサービス	206,126
その他サービス	5,974
顧客との契約から生じる収益	1,155,773
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,155,773

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上、「売掛金」に計上しており、記載を省略しております。

契約負債は、カスタマイズサービス売上又は、CRMサービス売上において収受する前受収益であり、当該残高は貸借対照表において区分表示しているため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	409円96銭
(2) 1株当たりの当期純利益	28円07銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。